

保育におけるケアとその特質の検討

米原 立将

1. はじめに

少子化社会対策会議が平成24年3月2日決定した「子ども・子育て新システムの基本制度」では幼保一体化の目的を(1)質の高い学校教育・保育の一体的提供, (2)保育の量的拡大, (3)家庭における養育支援の充実, としている。

これをもとに, 平成24年8月10日に成立し, 平成27年の施行が目指されている「子ども・子育て支援法」では, 教育とは, 満三歳以上の小学校就学前子どもに対して学校において行われる教育をいい, 保育とは, 児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

その児童福祉法で, 「保育(養護及び教育(第39条の2第1項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))」ⁱ⁾とされている。つまり, 児童福祉法における保育は養護及び教育ではあるが, 学校(幼稚園)で行われる教育は除かれる, とされる。児童福祉法上の教育と学校教育法上の教育は別のものとして考えられているようだが, その定義は条文を読む限りでは明らかでない。根拠が子どもの学びや育ちをどのように考えるのか, という観点ではなく, これまで続いてきた制度によって教育・保育と分けて定義していることがわかる。ⁱⁱ⁾

OECD保育白書(2011)は日本以外でも乳幼児対象のプログラムと公教育が別々に発展してきている現状の中で, 乳幼児期のサービスと教育のコーディネートは大部分の国で進んできているが, 3歳未満の子どもたちに対する「ケア」と「教育」がしばしば互いに独立して動いている, とする。

この傾向を日本にあてはめるとすると, 児童福祉法上の保育所で行われているのが「ケア」, 学校教育法上の幼稚園で行われているのが「教育」と分けることもできる。しかし, 前述したようにも, ケアと教育が互いに独立するならば, 「ケア」を「保育」と単純に言い換えることはできない。

太田(2012)は「保育」ということばには直接対応する英語がみあたらないことを興味深いことだと考え、養護(care)と教育(education)のという未分化な関係を表現できる〈保育〉という概念が日本社会では命脈を保ってきたことの積極的な意義を認めている。未分化であるということ、つまりは分化せざるをえない制度的経緯があったのであり、本来は不可分なものであると考えられる。

また、幼稚園教諭と保育士等を総称する「保育者」という用語が広く使われている。子どもの育ち、子どもとの関係に主眼を置いて制度の違いを統合し広く使われてきている。幼稚園や保育所・認定こども園などで営まれてきた保育は、制度の違いで説明しきれものではない。用語の整理ができていないのは、それを指す行為への検討がまだ十分ではないことを示している。

看護学者の池田(1991)の言を借りればきわめて日常的な人間のいとなみである保育といういとなみが人々に分かるような言葉で語られてこなかった、といえる。これは、保育と直接かかわらない人々だけでなく、制度の違いがあるがゆえに保育に関わる人々の間でもそうであったのではないであろうか。ⁱⁱⁱ⁾ 保育という実践知をあらためて語る上でその特質をケアの文脈から考察する。

社会学者の上野はケア研究の大著「ケアの社会学」で日本語では「子どものケア」については「保育」や「育児」という用語が確立している(上野2011)、とする。

たしかに、保育や育児など子育ての営みにおいてもケアという語は使われてきている^{iv)}が、ケア学やケアに関する研究において保育学からの検討があまり進んでいない。「保育」や「育児」という用語の定着によってかえって分野横断的な議論が進まなかったとも考えられる。

本稿では就学前に家庭外(保育所や幼稚園、認定こども園など)で行われている保育という営みについて、その特質を探る^{v)}。保育という語を就学前における制度に基づいて学校教育と対比・並置するのではなく、他の事象との関連において保育の意味を探るために、迂遠ではあるがまずは、ケアではなく、careという語の検討をする。児童の権利条約(以下、子どもの権利条約とする)の英語正文においてcareがどのように使われているか、また、日本政府訳ではどのように表現されているかを確認する。次に、先行研究に基づきケアという語から保育を検討し、保育と同様に対人援助分野である看護におけるケアを概観・比較し、保育におけるケアの特質の検討を試みる。

2. 子どもの権利条約におけるcare — care=養護か

careの和訳は「配慮、気遣い、世話、介護」などであり、幅広い意味をもつ。day careを保育と訳すこともある。一方、日本保育学会の英語名称で保育部分はEarly Childhood Care and Educationとなっている。この表現では、careはeducationとともに

保育を構成していると考えられる。これを養護と教育という語にそのまま置き換えることが果たして妥当なのであろうか。そこで、子どもの権利条約の英語正文と日本政府訳を読み比べることにより、careのもつ意味の広がりを検討していく。

子どもの権利条約の英語正文中でcare (caredやcaringも含む、以下同) は33箇所使われている。

正文におけるcareは政府訳において保護 (3) 世話 (1) 養護 (11) 養育 (1) 監護 (8) 保健 (8) 委託 (1) となっている。(括弧内は事例数) health careの訳を保健, foster careを里親委託としている。

前文では「care and assistance」を「保護及び援助」としている一方で、「safeguards and care」「保護及び世話」としている個所もある。第20条では「protection and assistance」が「保護及び援助」となっている。

careやsafeguard, protectionにも保護という訳があてられているが、careはassistanceでもprotection, safeguardでもないことがわかる。本来、訳語を分けることができるはずなのにしていない。

日本政府訳が正文のもつニュアンスを適切に反映していないことがここからわかるが、ここで確認できるのはcareという語のもつ意味の幅広さである。その幅広さに対応する言葉として保育は適当であろうか。

careに対応する言葉が、複数にわたるが、政府訳では他の用語の訳にさえ、保育という言葉は一か所も使われていない。

少し長いが子どもの権利条約で子育てへの社会の援助に関係する条文である第18条を引用する。

(英語正文)

1. States Parties shall use their best efforts to ensure recognition of the principle that both parents have common responsibilities for the upbringing and development of the child. Parents or, as the case may be, legal guardians, have the primary responsibility for the upbringing and development of the child. The best interests of the child will be their basic concern.
2. For the purpose of guaranteeing and promoting the rights set forth in the present Convention, States Parties shall render appropriate assistance to parents and legal guardians in the performance of their child-rearing responsibilities and shall ensure the development of institutions, facilities and services for the care of children.

3. States Parties shall take all appropriate measures to ensure that children of working parents have the right to benefit from child-care services and facilities for which they are eligible.

(政府訳)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

1号でchild-rearing, 2号でupbringingという言葉が正文で使われ政府訳で養育とあてられている。これらの言葉は子育てを指すものとして古くから使われており、日常語としての養育や子育てと考えられる。それとは別に2号, 3号で使われるcare of children, child-careを政府訳では児童の養護としている。しかし、現状では養護という言葉は、保育所保育指針にあるように養護と教育というように教育と並べて使用されることが多い。無藤(2013)も乳幼児期全体の養護と教育という土台の上に学校教育としての幼児教育が成り立つ、とする。ここでは、限定された意味を持つ養護という言葉のかわりに2号のinstitutions, facilities and services for the care of childrenは子育て支援のための機関, 施設およびサービスを, 3号のchild-care services and facilitiesは保育サービスおよび施設を指していると解することが現状では妥当であろう。現状でこれらを担っている就学前の子どもにかんしては、日本においては明らかに保育所・幼稚園・認定こども園などをはじめとする保育サービス・施設のことである。もちろん、喜多ほか(2009)にもあるようにここでの保育の対象は18歳未満のすべての子どもを指している、ことはいうまでもない。

英語のcareは幅広い意味を持っており、養護や保護などでは表現できないものである

ことが確認できた。これにより、養護と教育とされるとき養護はcareの一部の意味でしかなく、養護をcare、教育をeducationと単純に置き換え、保育を理解することが困難であることが分かる。

次に、careでなくケアと保育との関係について検討する。

3. 保育におけるケアという語の検討 — 保育＝ケアか

ケアという言葉は医療・看護の領域をはじめ、社会福祉の分野でも広く使われてきている。そこでは、ケアを自然科学的な単一の営みととらえるのではなく、個々の人間に対する個別の営みととらえられている。

平成24年度科学研究費助成事業の時限付き分科細目表に「子ども学」などと並んで「ケア学」が挙げられた。その内容説明において「医療・看護・介護・福祉・心理・教育・倫理・哲学など様々な分野で使われ議論されてきたが、特定の訳語によって特定の分野に限定されることを避け、各々の分野を越えて議論する必要から、「ケア」という表記が定着してきた」とある。

保育の本質を検討するときに多くのケア論者が引用するメイヤロフ（1987）は「一人の人格をケアするとは、もっとも深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである。」とする。メイヤロフのこの定義はまさに保育にあてはまる。ケアとは単なる意図を持ったかかわりとは違うとし、ここでケアされているものとして子どもが例示されており、成長しようと努力している存在として認めている。子どもに成長したいという欲求がまずあり、それに応えることがケア、とされているのである。

メイヤロフはケアされる側の内在的な成長要求をもとにしている。保育や子育ての営みにおいて対象である子どもの内在的な欲求はケアする側（おとな）の主観によって「把握」されることになり、ケアされる側のたすけにならない可能性が懸念される。また、教育や指導とされてきた意図を持った大人の働きかけとの関係についての詳しい考察はなされていない。

保育用語辞典（2010）のケアの項では、「対象に対して心を砕き、慈しみながら保護や世話をする。看護・介護・育児などの領域で使用されることが多いが、近年、教育の場でも注目されている。」「乳幼児に対するケアは、それ自体の中に子どもの発達を促す働きが含まれており、ケアする側の人格の成熟が求められるものである。とくに、早期からの教育効果が期待され、保育・育児の「教育」化が急速に進行する現代社会において、幼稚園・保育所における「ケアリング」の重要性を認識する必要がある。」としている。^{vi)} 急速な「教育化」を懸念し、ケアを教育と対置した内容となっている。保育

を考えるうえでケアと教育は分けて考えることができるのであろうか。先行研究を検討してみる。

ケアという語を使用していないが、小川（2002, 初出1992）は「指導」とは何かを考察する中で、「保育者の幼児への関わりを一貫した原則において定立」するために（養護とは異なる定義である）「care(援助)」こそ本来の「指導」で、「保育における保育者のかかわりは本来、援助でなければならない」とし、従来の教育的枠組みからの脱却を試みている。care（援助）の概念の前提には、援助を受ける存在の中に潜在化している力を持つものであるという思想がみられ、（外側から働きかけて子どもの潜在的能力を引き出す）教育の意味と共通すると指摘する。また、対象に内在する肯定力をひきだすという点で、看護という行為にも保育と同様な立場がみられるとしている。

1992年の論考でcareを援助としてその範疇に教育が入るとしている点は炯眼である。看護という行為を引き合いに出しているという点でも、ケアを分野横断的にとらえる現在の流れにつながる。小川は「指導」「教育」という保育者の営みに焦点を当て、援助（care）を養護とは異なる定義づけをして教育をとらえるキー概念としている。ここでは援助（care）は潜在的な力を引き出すもの、すなわち教育であるとされており、現在のケア論とは一線を画すものとなっている。

高橋・伊藤（2006）は「ケアリングの現在」というケア論の論文集の中で、教育哲学者ノディングズのケア論をベースに保育実践の中におけるケアについての事例を挙げて検討している。「幼児が保育の場に入り、自己へのケアによって自己形成の場を確保し、さらに他者へのケアを学んでゆく」事例をもとに、「保育では、そこにある人間関係すべてにケアリングを見出すことが可能であろう。」としている。

ノディングズのケア論に言及する論考をもう一つあげる。佐伯（2013）は保育ということ、を、「子どもがケアする世界をケアすること」と定義した上で、保育におけるケアリング論を展開している。佐伯は「ケアする」「ケアされる」という2つの構造図を使い、子どもが「世界とかかわって」学び、発達することが「世界をケアすること」であり、それをケアすることが保育であるとする。

どちらの論考でも、ノディングズのケア論をもとに保育をケアのいとなみととらえている。自己のケアから他者のケアを学ぶという、ノディングズのケア論ではすべての関係にケアがあることになる。それではケアの広い概念を教育、保育にそのままあてはめることになる。次に、近年の教育学における教育概念について検討する。

寺崎（2010）は英語の教育（education）のラテン語源（educatio）の使用法を検討し、教育は語源学的・原理的に地上の生命を養い育みケアすることと指摘している。その主

張を受けた白水（2011）はeducationの原義をさかのぼることにより、それが〈食〉を通じた〈養生〉の営みそのものであり、まさに〈福祉well-being〉であると再定位している。

これまでの子どもから「引き出す」という教育概念は比較的歴史が浅く、原義はケアの概念と深く通底することがわかる。家庭でも保育施設でも子どもの育ちを単純な因果関係でみる（マニュアル化ともいえる）傾向が強まっている昨今、「教育」を子どもから何かを引き出す、というかわりではなく、子ども自身が〈よく生きる〉ための関わりを保育と考えるべきであろう。ケアは教育と対置されるものでなければ養護でもない。またケアと保育を同じものとしてとらえるのではなく、保育のケアのいとなみの一つのあらわれと考える必要がある。

ここでは、ひとまず「保育者による子どもの育ちをたすけるはたらき」を保育におけるケアと考えておく。その上で次に同じ対人援助のいとなみである看護におけるケアを考察することによって保育におけるケアの特質を検討する。ここで、看護をとりあげるのは、次のような理由がある。nurseの原義は養う、授乳するとされ、そこから乳母、育ての親、看護師と意味が変化している。乳母のことをwet nurse、保育士のことをdry nurseという古い用法もある。英語からみてみると看護と保育は同じ根を持った営みであることが分かる。また、看護においてケアは医療（cure）に対してその専門性を構築するための戦略として採用された（上野2011）、という経緯があり。同じく制度としての歴史はあるが、制度的に強固なものではなかった保育との比較対象がしやすいと考えられるからである。

看護を扱った保育の先行研究として師岡（2003）があり、保育行為の本質をたどるために、看護の実践知についてのベナー看護論の検討・紹介を行っている。

4. 看護におけるケアから保育を考える — 比較ケア学の試み

看護理論における主要な論者にレイニンガー、ベナー、ワトソンらがあげられ、それぞれケアを看護の本質と位置付けている。一方、ケアが対人サービスを主とする分野全体の行為で看護独自のものではない、といった批判もあり、議論が続いている。

日本看護協会（2007）が標準化した広義の看護において、看護はケアとされている。しかし、ここからは看護におけるケアの特質は見いだせない。さらにケア／ケアリングは同義であるとしながら、ケアリングを以下のように説明する。

ケアリング：①対象者との相互的な関係性、関わり合い、②対象者の尊厳を守り大切にしようとする看護職の理想・理念・倫理的態度、③気づかいや配慮、が看護職の援助行動に示され、対象者に伝わり、それが対象者にとって何らかの意味（安らかさ、癒し、

内省の促し、成長発達、危険の回避、健康状態の改善等)をもつという意味合いを含む。また、ケアされる人とケアする人の双方の人間の成長をもたらすことが強調されている用語である。

また、田中(2005)は臨床哲学の文脈において看護において語られるケアの特徴は次の5つとする。

①他者に配慮し他者を援助するという、人間に内在する普遍的な傾向性の現れ。②自分の利益を守るためではなく他者の人格的な尊厳を守るための、道徳的な命令(理念)。③他者に対して無条件に献身すること(愛他主義)、理性的・客観的であるというよりも情感的・共感的行為。④一般的で一方的な関係ではなく、個別적으로応答的な関係。⑤特定の行為ではなく、信頼関係にある二者の相互行為に含まれているもの。

たしかに、上記の看護におけるケアの記述は、対人サービスを主とするすべての分野にあてはまりそうだ。ケアのいとなみがあらゆる関係にみられるとしたとしても、それぞれの分野において人々は大まかではあっても各分野の特質にもとづいて、ケアを実践しているのであり、分野の比較によりその特質を明らかにすることにも意味がある。

そこで、看護学大辞典第5版(2001)の看護の項をみると、1978年のヘンダーソンによる定義(本人によって不十分であるとされるが広く受け入れられている)が記されている。「看護とは、人々(病気のまたは健康な)を、彼らが必要な、強さ、意志または知識を備えているときならば介助なしで行うであろうな、健康とその健康の回復(または平和な死)に寄与することを助けることである。同様に人々ができるだけ早くそうした援助から離れられるように助けることも看護の独自の仕事である。」、ここにおいては看護におけるケアの目的や対象を読み取ることができる。目的は、「健康とその健康の回復(または平和な死)に寄与することを助けること」、対象は「(病気のまたは健康な)人々」、といえる。

ケアの目的や対象を抜き出したことにかんしては説明を要する。ケアはそれ自体が目的であり、ケアする側もケアされている、というものであるから、目的や対象を絞ることはなじまない。しかし、現実に対人サービスに分野があるということは、少なくとも目前にある課題の特質があり、それに応じ対象も目的も特質を持っていると考えられる。簡単ではあるが、看護と保育におけるケアの特徴を表にしてみた。

ケアという営みはその文脈や状況に依存するものである。看護師-病人などの関係があるものを看護、保育者-子どもなどの関係があるものを保育ということが出来るかもしれない。看護においては疾患などからの回復、保育は子どもの育ちをその目的としており、看護と保育におけるケアの相違点は実践面にあらわれる。

	看護	保育
目的	「健康とその健康の回復（または平和な死）に寄与することを助けること」	子どもの育ち（成長）
対象	（病気のまたは健康な）人々	子ども
必要性	患者としてのニーズ	個々の家庭によるが、子育て環境に応じて
ケアの始まりと終わり	目的が達成されることでケア関係に区切りがつく。	施設にいる間（多くは就学まで）ケア関係が続くが、子どもの育ちにおいて（「ここまで育ったからケア関係が終了する」、など）の区切りはない。
ケア関係	多くの場合、複数の対象を個別にケアする。	多くの場合同時に複数の対象を複数でケアする。子ども同士の関係もケア関係になりうる。
ケアの結果（成果）の発現	比較的早くあらわれる。	早い場合もあるが、数年・もしくは数十年先もありうる。
ケアの評価の把握	多くの場合限定された環境で行われるためケアの結果(成果)を認識しやすい。(ワトソン(2001:2003)は看護の専門性をより明確化するために、ケアを測定可能なものとして、各ケア理論に対応した測定用具を検討している。)	ケアの結果(成果)を認識しにくい。保育者と子どもの関係は子どもの生活にとっては一部であり、家庭や地域、友達との関係など取り巻くすべての環境のもとで子どもは育っている。

日々行われている保育実践において、子どもの育ちは様々な場面でみとめることができる。保育者-子ども関係においてのみ「保育者による子どもの育ちをたすけるはたらき」をケアと考えるならば、子どもの育ちの一部分にしか保育者は関わっていないことになる。子どもの全人的な育ちは生活すべての場面に関わるので保育者の意図に関わらず、子どもの変化（育ち）が起こるからだ。また、保育者の環境設定なども含んだ意図的な関わりに対する子どもの即時的な変化のみをケアと呼ぶと保育実践が貧しくなってくるのは周知の事実である。むしろ、看護においても即時的な反応を期待するものではない。しかし、病に向き合う患者はその進行の速度によってケアの仕方が変わってくる。実践場面における各分野におけるケアの特質が浮かび上がる。保育と看護のケアの特質についての詳細な比較検討は別稿でおこなうが、それぞれに特質があるということは各分野の実践者にはそれぞれの専門性があるということになる。最後に保育者の専門性について検討する。

5. ケアの文脈でみる保育者の専門性

小川は「『保育』の専門性」（2011）という論考で「保育者」の専門性は幼稚園教諭と保育士という現状の資格であるだけでは不十分であり、現状の資格条件を再構成する視点として次の二つを挙げる。

- 1 幼児を保育するという観点から求められる知識・技能の内容であること

2 現代の公的施設で職業的実践として行う「保育」

1を保育、2を「保育」と区別し、論じる中で、「保育」の専門性は「自然科学的な学問観である合理的思考+実証主義という立場から「保育」学を構想するという形では」、「保育現場のもつ問題の多様性に答えることができない」ので有効なものとはならないとする。そして、「実践者の当事者的直観による実践をエスノグラフィックな記録を通して省察することによりメタ思考を確立することが「保育者」としての専門性を確立することである」としている。保育者の専門性は実践知をもとにして確立するというこの指摘を実践知であるケアの文脈で考察してみる。

まず、ケアは、過度の一般化による人間性（人間の生）の欠如に対してその必要性が求められる。他の対人援助の分野でも同様に、保育は一般的でも一方的な関係でもなく、個別的で応答的な関係である。保育者が積み上げた知識・技能・経験だけでは今そこにいる子どもに対するケアはできない。

保育におけるケアは「子どもの育ち」を目的にしており、それは人間関係を含む多様な環境からもたらされる。保育者-子ども関係でもたらされる育ちのみを志向するのではなく、さまざまな子どもの「変化」を「育ち」とみとめることが求められる。

子どもが育つ、そのことによって保育者・保護者や他の子どもたちなど子どもを取り巻く人々が育つ、これは関係性の変化でもあり、関係による変化でもある。

たとえば排せつが自立した時、などはこれらの変化が分かりやすい。子どもの身体的要因を始め様々な要因がからみあって見てとれるこの育ちとともに保育者-子ども、保護者-子ども関係にはっきりとした変化が生じる。このような変化は家庭での子育てにおいてはすぐに忘れ去られてしまう。しかし、保育者はそれらに気づき、育ちとみとめ、周囲と共有し、記録し、次のケアに備え、保護者などと共に喜びあうことで彼らの親としての育ちにつながる。もちろん、ケア関係による変化がすぐにみえない場合も多い。

保育において保育者のケアは子どもにだけではなく、保護者など子どもを取り巻く環境すべてに働きかけることも含まれる、と考えてられる。保育者の専門性の一つとしてよい。このようにケアの文脈で考えると、広く子育てに関わること、つまり子育て支援も保育者の専門性に含まれることになる。

看護においてケアは医療と対置させるための戦略として採用されたかもしれない。しかし、看護学者の池川（1991, 2005）は古代ギリシャのディアイタ（養生法）から中世の健康訓、ナイチンゲールの看護論を論じ、自然治癒力に対する基本的信頼をケアの根底に流れる思想としている。看護の本質としての「ケア」という概念は個別的な生の秩序から生まれるものであり、既存の科学的思考の枠組みではとらえきれない。看護が人間の「よく生きる」ことに基本的な関心をもっている、とする。看護は「よく生きる」と

いう生の営みを基本にしており、「よく」という倫理的価値への思慮が価値中立的な近代医学の科学的認識との相違点とされ本来的に必要とされるものである。保育においても同様である。ケアと教育は対置させるものではなく、まさに「よく生きる」〈well-being〉営みとしてとらえなおすことができる。ここでの倫理的価値—どのような子どもの変化を育ちととらえるか—が保育の特質となりえ、保育者の専門性を構成する主要な要素となりうる。専門性は往々にして他分野との弁別の道具になり、他者を排除することにつながられる。しかし、ケアの文脈でとらえると保育者を含めたケアの実践者が持つ専門性は分野の統合に向かう可能性をもつ。ケアをもとにした社会福祉や看護との比較検討を今後の課題としたい。

注

- i) 「この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。」（児童福祉法第6条の3第7項、平成24年8月22日法律第67号施行後の内容を含む）
- ii) しかし、学校教育法第22条において幼稚園は「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」とされており、法律上でも保育・教育の用語が単純に分けられていない。
- iii) 幼稚園と保育所の双方の機能を持った認定こども園では保育者は制度の違いに縛られた保育のありかたの違いに直面することになる。それを乗り越える営みについては全国認定こども園協会（2013）が詳しい。
- iv) 社会福祉の文脈で保育はケアワークである（西川2008など）といわれることがあるが、保育とケアの関係についての議論は社会福祉としての児童養護の視点からの柏女や網野などの議論を除き少ない。
- v) 子育ては社会で行うもの、と考えるのならば育児・子育てと保育を分けて考えることに慎重にならなければならないし、就学後にも保育が必要とされている。しかし、ここでは対象を限定し考察を深めたい。
- vi) ここではケアリングとあるが、ケアを語る上でどちらの語を採用するか、論者によって様々であり、ここではケアを採用する。

参考文献

- 「看護学大辞典第5版」（2001）メヂカルフレンド社
OECD編著（2011）「OECD保育白書」明石書店、原著「Starting Strong II」（2006）

- 池川清子 (1991) 「看護—生きられる世界の実践知」 ゆみる出版
- 池川清子 (2005) 「実践知としてのケアの倫理」 (『ケアの社会倫理学』 (川本隆史編) 所収) 有斐閣
- 太田素子 (2012) 「保育と家庭教育の誕生」 (太田・浅井編, 所収) 藤原書店
- 小川博久 (2000, 初出1992) 「保育援助論」 生活ジャーナル
- 小川博久 (2011) 「『保育』の専門性」 保育学研究 第49巻1号
- 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人 (2009) 「[逐条解説] 子どもの権利条約」 日本評論社
- 佐伯胖 (2013) 「子どもを「人間としてみる」ということ」 (子どもと保育総合研究所編「子どもを「人間としてみる」ということ」, 所収)
- 白水浩信 (2011) 「教育・福祉・統治性—能力言説から養生へ—」 教育学研究 第78巻2号
- 高橋保恵・伊藤博美 (2006) 「保育におけるケアリング」 (『ケアリングの現在』 中野啓明, 立山善康, 伊藤博美 (編著), 所収) 晃洋書房
- 田中智志 (2005) 「臨床哲学がわかる事典」 日本実業出版社
- 寺崎弘昭 (2010) 「生を養う—ウェルビーイングの射程」 (『高齢者のウェルビーイングとライフデザインの協働』 鈴木七美, 岩佐光広, 藤原久仁子 (編著) 所収) 御茶の水書房
- 西川真紀子 (2008) 「ケアワーク 支える力をどう読むか」 日本経済新聞出版社
- 日本看護協会 (2007) 「看護にかかわる主要な用語の解説」 日本看護協会
- ミルトン・メイヤロフ (1987) 「ケアの本質」 ゆみる出版, 原著「On Caring」 (1971)
- 森上史朗編「保育用語辞典」 (2010) ミネルヴァ書房
- 師岡章 (2003) 「保育行為への接近」 白梅学園短期大学紀要 第39巻